

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県教育委員会

### 香川県教育委員会規則第15号

#### 県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
(部、課程、学科等)	(部、課程、学科等)		
第1条 略	第1条 県立学校（以下「学校」という。）の部、課程、学科等は、別表1のとおりとする。		
2 略	2 略		
(学科の目標)	(学科の目標)		
第1条の2 略	第1条の2 学校に設置する専門教育を主とする学科の目標については、別表2のとおりとする。		
別表1（第1条関係）	別表1（第1条関係）		
中学校	中学校		
略	略		
高等学校	高等学校		
名称	位置	課程等	学科
略			
香川県立 三本松高等学校	略	略	略
香川県立 石田高等学校	略	全日制	生産経済科  園芸デザイン科 農業土木科 家政科
略			
名称	位置	課程等	学科
略			
香川県立 三本松高等学校	略	略	略
香川県立 大川東高等学校	東かがわ市引田545 番地	全日制	普通科 環境デザイン科
香川県立 石田高等学校	略	全日制	生産経済科 園芸科 園芸デザイン科 農業土木科 家政科
略			

香川県立 高松南高等学校	略	全日制	普通科  環境科学科 家政科 看護科	略
略				
香川県立 農業経営高等学校	略	全日制	農業生産科  環境園芸科  動物科学科 食農科学科	
略				
香川県立 丸亀城西高等学校	略	全日制	普通科	
略				

特別支援学校				
名称	位置	主として行う 教育の内容	部等	学科
略				
香川県立 聾学校	略	略	略 高等部 理容科 略	普通科
略				

別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）  
高等学校

香川県立 高松南高等学校	略	全日制	普通科  施設園芸科 農業土木科 環境科学科 家政科 看護科	略
略				
香川県立 農業経営高等学校	略	全日制	農業経営科  農業生産科 園芸経営科 環境園芸科 畜産経営科 動物科学科 食農科学科	
略				
香川県立 丸亀城西高等学校	略	全日制	普通科 商業科	
略				

特別支援学校				
名称	位置	主として行う 教育の内容	部等	学科
略				
香川県立 聾学校	略	略	略 高等部 普通科 産業工芸科 被服科 理容科 略	
略				

別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）  
高等学校

区分	学科	目標
1 農業に関する学科	(1) 農業生産科	略
	(2)・(3)	略
	(4) 園芸科	略
	(5)・(6)	略
	(7) 植物科学科	略
	(8)～(11)	略
	(12) 食農科学科	略
	(13) 環境科学科	略
	2～12	略

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

区分	学科	目標
1 農業に関する学科	(1) 農業経営科	栽培、飼育及び農業経営に関する知識と技術を習得させ、作物及び畜産を中心とする農業経営者や農業技術者として必要な能力・態度を育てる。
	(2) 農業生産科	略
	(3)・(4)	略
	(5) 園芸科	園芸作物の栽培、農業経営及びバイオテクノロジー・環境制御に関する知識と技術を習得させ、園芸又は施設園芸を中心とする農業経営者や農業技術者として必要な能力・態度を育てる。
	(6) 園芸経営科	
	(7) 施設園芸科	
	(8)・(9)	略
	(10) 植物科学科	略
	(11) 畜産経営科	家畜の飼育及び農業経営に関する知識と技術を習得させ、畜産を中心とする農業経営者や農業技術者として必要な能力・態度を育てる。
	(12)～(15)	略
	(16) 食農科学科	略
	(17) 環境デザイン科	緑地環境の計画・設計・施工・管理並びに観賞用植物の栽培及び利用に関する知識と技術を習得させ、造園経営者や造園技術者、フラワーデザイナーとして必要な能力・態度を育てる。
	(18) 環境科学科	略
	2～12	略

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

知的障害、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

知的障害、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。